

江原南小学校 いじめ防止基本方針

(令和7年10月改訂)

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為であり、児童の心身の健全な成長と学習権を侵害する重大な問題である。

本校は、いじめは「どの子にも・どの学級にも起こり得る」ものとの認識に立ち、未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応を学校・家庭・地域・関係機関が一体となって推進する。被害児童の安全確保と心理的ケアを最優先に、加害児童への指導・支援、学級・学校全体の再発防止に取り組む。

2 位置づけ・根拠

本方針は、「いじめ防止対策推進法」、国および徳島県の基本方針、美馬市いじめ防止基本方針（R7.3 改定）を踏まえ、本校の実情に即して策定する。学校評価・自己点検を通して毎年度見直し、必要に応じて改定する。

3 いじめの定義

○「いじめ防止対策推進法」第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○重大事態

いじめにより

- (1) 児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- (2) 相当の期間（おおむね学校を欠席する期間が継続している等）学校生活に著しい支障が生じた疑いがある場合。

○具体例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

4 基本的な考え方

- ゼロ・トレランス：いじめを見過ごさない・矮小化しない・隠ぺいしない。
- 組織対応 : 担任任せ・個人対応を排し、複数の教職員で迅速に共有・対応する。
- 記録と検証 : 初期段階から経過を記録し、対応の妥当性・効果をPDCAで検証する。
- 二次被害防止 : 被害児童・通報者・関係児童の安全と秘密の保持を徹底する。
- 教育的回復 : 加害・被害双方への指導・支援、学級風土の再構築を重視する。

5 学校いじめ対策組織（校内体制）

○構成

管理職（校長・教頭）、生徒指導主任、教育相談担当、学年主任、学級担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、ICT担当、スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）等。必要に応じ学校医・関係機関の助言を受ける。

○役割

生徒指導主任・教務主任・管理職 : 年間計画の策定・実施・評価（PDCA）
相談・通報の受理、初動の指揮、重大事態の判断補助
学級担任・学年主任・生徒指導主任 : 事実確認・記録・保護者連絡・関係機関連携
学年主任・生徒指導主任・管理職 : 再発防止策・学級経営支援・研修推進

○運用

定例会（週2回の終礼を活用）と臨時会（通報即時）を設定。会議録は保管し、個人情報は厳格に管理する。

6 未然防止（学級・学校づくり）

- 学級経営 : 安心・安全・尊重・対話のある学級文化の形成。学級開き・係活動・話し合い活動・振り返り習慣の充実。
- 道徳・人権教育 : 思いやり・多様性等の系統的指導。
- 体験活動 : 異学年交流・共同学習・ボランティア等の協働体験。
- 情報モラル : SNS・オンラインでの関わり方、写真・動画・位置情報の扱い、言葉の影響等の具体指導。
- 啓発 : 校内掲示・学年通信・学校だより・HP等での継続発信。
- 環境整備 : 見守りの目が行き届く場の設定、死角の点検、座席・班編成の工夫。

7 早期発見（気づきの仕組み）

- 定期アンケート : 毎月末に実施。自由記述欄を設け、担任以外も閲覧できる仕組みを整える。
- 教育相談 : 個別面談（学期1回以上目安）、保健室・SC面談（第2学年は全員）の活用。
- 日常観察 : 欠席・遅刻・表情・持ち物・座席移動・休み時間の過ごし方等の小さな変化を気になるサインとして共有。
- 通報窓口 : 児童・保護者・地域からの通報を隨時受け付け、匿名も可とする。記録を残し、組織に速やかに回付。
- 記録 : 気づき・相談・対応は所定様式で記録・保管。

8 認知・初動の原則

- 被害児童の安全確保を最優先（別室対応、関係分離、見守り体制、医療受診の勧奨等）。
- 担任は一人で抱え込みず、即日、組織に共有。
- 事実確認は複数名で慎重に。誘導尋問・関係児童の対峙は避ける。
- 保護者には速やかに連絡し、学校の方針・支援を丁寧に説明する。

9 具体的な対応手順

- ①受付・共有：通報・相談を受け、管理職・対策組織へ即共有。
- ②安全確保：被害児童の安心できる居場所の確保、付き添い、授業配慮等。
- ③事実確認：聞き取り（個別・記録化）、資料・端末の確認（必要に応じ保護者同席）。
- ④方針決定：対策組織で初期対応方針（保護者対応、学級対応、支援計画）を決定。
- ⑤指導・支援
 - 被害児童：心理的ケア、学習・生活面の配慮、SC活用、保護者支援。
 - 加害児童：規範意識の育成、行為理解と謝罪・償いの指導、保護者と連携した再発防止。
- ⑥学級：事象に触れすぎずに安心・尊重の規範を再構築。傍観の容認を正す。
- ⑦関係機関連携：必要に応じ教育委員会、警察、児童相談所、SSW、医療機関等と連携。
- ⑧記録・報告：経過・判断・措置を記録。重大・準重大の可能性があれば速やかに教育委員会へ報告。
- ⑨振り返り：対応後の点検と再発防止策の徹底。

10 重大事態への対応

- 校長は重大事態の疑いを認めたとき、教育委員会に報告し、その指導の下で調査組織（調査委員会）を設置する。
- 調査は公正・中立・迅速に行い、保護者・本人の意見を適切に聴取する。
- 調査結果と講じた措置は、関係者に適切に説明し、再発防止策を具体化・実施する。
- 調査・支援の過程で得た個人情報は厳格に管理する。

11 保護者・地域・関係機関連携

- 保護者とは早期から情報共有し、家庭での見守り・端末管理・SNSルールづくりを協働で進める。
- 地域・関係団体（民生児童委員、青少年育成センター等）と平時から顔の見える連携を行う。
- 警察・児童相談所・医療・法律専門家等とは事案に応じて連携する。

12 教職員の資質向上（研修）

- 年間研修計画に基づき、いじめの理解、初動対応、記録の書き方、情報モラル、ネット対応、機関連携等の研修を計画的に実施。新任研修を含む。
- 重大事案・先行事例の共有、ロールプレイ、ケース会議を通じて実践力を高める。

13 情報発信・秘密保持

- 方針・相談窓口・取組は学校だより・HP等で周知する。
- 個人情報・プライバシーは厳格に保護し、子どもの最善の利益を最優先に取り扱う。
- 取材・外部発信は校長が一元管理する。

14 評価と見直し（PDCA）

- 学期末・年度末に取組を点検・評価し、課題・改善策を明確化する。
- 「美馬市いじめ防止基本方針」・「徳島県いじめ防止等のための基本的な方針」等の改定や社会状況の変化を踏まえ、適宜見直す。

15 相談窓口（例）

- 学校（担任・生徒指導・養護教諭・管理職）
 - SC・SSW
 - いじめ相談ホットライン、子ども相談窓口（市・県・国）
- ※ 最新の連絡先は配付資料・学校HPで周知する。

〈年間の主な取組例〉

- 4月：学級開き・学級づくり、家庭訪問、情報モラル学習
- 7月：個別面談
- 12月：希望者個別面談
- 通年：生活アンケート（「きみのことおしえて」シート）休み時間見守り、SC面談、学年
・学級ケース会議、保護者啓発
- 学期末：自己点検・次期計画作成